Ⅰ　特定建築物太陽光発電設備等設置計画

1　特定建築主

特定建築主の氏名又は名称 （法人にあっては、その代表者の氏名）	三菱ふそうトラック・バス株式会社　生産本部　生産･計画統括部長 小川　　拓也
住所又は主たる事務所 若しくは事業所の所在地	〒211-0023 神奈川県 川崎市中原区 大倉町１０番他

2　特定建築物の名称及び所在地

特定建築物の名称	三菱ふそうトラック・バス株式会社　プロダクションビルディング#148新築工事
特定建築物の所在地	神奈川県川崎市中原区大倉町10番1　他67筆（地名地番）

3　特定建築物の概要

新築・増築・改築の区別	□新築　■増築　□改築	
工事期間（予定）	工事着手 令和 9年 1月 7日	工事完了 令和10年 4月25日
建築面積	2989.32㎡（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積）	
床面積の合計	6306.98㎡（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の面積）	
特定建築物の区分※１	■工場等特定建築物　□工場等特定建築物以外	
	工場等特定建築物の床面積の合計	6306.98 ㎡

4　特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類及びこれにより利用することが可能な再生可能エネルギーの量並びに条例第２５条第２項の規定による太陽光発電設備等の設置に代わる措置の内容

設置基準量	22 kW			
太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置	■特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置 □規則第26条第１項第１号の規定による措置（特定建築物及びその敷地以外への太陽光発電設備等の設置） □規則第26条第１項第２号の規定による措置（市内の既存建築物への太陽光発電設備等の設置） □規則第26条第１項第３号の規定による措置（特定開発事業を行う区域への太陽光発電設備等の設置） □規則第26条第１項第４号又は第５号の規定による措置			
太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計※２	太陽光	54 kW	風力	
	地中熱		太陽熱	
	バイオマス		その他	
	合計		54 kW	
設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率（達成率）			245 %	
太陽光発電設備等の設置基準に対する適合状況	■適合する　□適合しない			

備考　１　欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
２　　のある欄は、該当する　内にレ印を記載してください。
３　※１印の欄の「工場等特定建築物」とは、床面積の２分の１以上を工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号に規定する工場等をいう。）の用途に供する特定建築物をいいます。
４　※２印の欄は、第３面「２太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量」の欄に記載する太陽光発電設備等の種類ごとの出力の量及びその合計を記載してください。

Ⅱ　太陽光発電設備等の設置基準に適合するための措置等

1　設置基準量		備　考
(1)　建築面積に 0.05 を乗じた面積	149.46 ㎡	
(2)　太陽光発電設備設置可能面積（(1)の面積以上の場合は記載不要とする。）	㎡	
(3)　(1)又は(2)のいずれか小さい面積×0.15kW/㎡	22 kW	
(4)　下限・上限の適用 □適用される　（□下限　□上限　　） （□工場等特定建築物　□工場等特定建築物以外　） ■適用されない		
(5)　設置基準量	22 kW	
2　太陽光発電設備等の種類及び設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
(1)　設置量（ア、イ、ウ、エ、カの合計）	54 kW	
ア　特定建築物又はその敷地への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量	54 kW	
（ア）　太陽光発電設備（定格出力）	54.0 kW	
（イ）　その他の再エネ発電設備（※１）		
a　風力発電設備		
b　バイオマス発電設備		
c　その他の設備（　　）		
（ウ）　（ア）及び（イ）以外の再エネ利用設備（※２）		
a　地中熱供給設備		
b　太陽熱供給設備		
c　バイオマス熱供給設備		
d　その他の設備（　　）		
イ　特定建築物及びその敷地以外への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
供給方式（　　）		
（ア）　太陽光発電設備（※３）		
（イ）　風力発電設備（※３）		
（ウ）　バイオマス発電設備（※３）		
（エ）　その他の設備（※３）		

ウ　市内の既存建築物への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
既存建築物の所在地（　　）		
（ア）　太陽光発電設備（定格出力）		
（イ）　その他の再エネ発電設備（※１）		
a　風力発電設備		
b　バイオマス発電設備		
c　その他の設備（　　）		
（ウ）　（ア）及び（イ）以外の再エネ利用設備（※２）		
a　地中熱供給設備		
b　太陽熱供給設備		
c　バイオマス熱供給設備		
d　その他の設備（　　）		
エ　特定開発事業を行う区域への設置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
事業区域内建築物の所在地（　　）		
（ア）　太陽光発電設備（定格出力）		
（イ）　その他の再エネ発電設備（※１）		
a　風力発電設備		
b　バイオマス発電設備		
c　その他の設備（　　）		
（ウ）　（ア）及び（イ）以外の再エネ利用設備（※２）		
a　地中熱供給設備		
b　太陽熱供給設備		
c　バイオマス熱供給設備		
d　その他の設備（　　）		
オ　特定建築物又はその敷地への設置が困難な理由（市長が認める場合に限る。）（　　）		
カ　太陽光発電設備等の設置に代わる措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
（ア）小売電気事業者からの電気の供給（イに該当するものを除く。）により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
（イ）非化石証書の購入等（イに該当するものを除く。）により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		
（ウ）特定建築物又はその敷地への太陽光発電設備等の設置に代わる措置として市長が適当と認めるその他の措置により利用することが可能な再生可能エネルギーの量		

備考　１　欄内に全てを記載できない場合は、別紙により提出してください。
　　２　※１印の欄は、年間発電電力量1,000kWh当たり太陽光発電設備１kW相当とします。
　　３　※２印の欄は、年間熱供給量3,600MJ当たり太陽光発電設備１kW相当とします。
　　４　※３印の欄は、年間送電端電力量（規則第26条第２項第１号の年間発電電力量をいう。）1,000kWh当たり太陽光発電設備１kW相当とします。